

くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

店舗での買い物は、クーリングオフができません

クーリングオフは、訪問販売や電話勧誘など、事業者側からの不意打ち的な勧誘により契約した時などの場合に、一定期間内であれば無条件で申込みの撤回や契約を解除できる制度です。下記のような事例には適用されませんので、注意しましょう。

【事例1】

1週間前に、夫が店舗で補聴器を購入し使ってみたが、聞こえづらいようだ。調整してもらったが改善しないので、クーリングオフしたい。

【事例2】

数日前にある店舗で扇風機を購入した。後日、新聞の折り込みチラシを見ると、その店舗で同じ商品が2000円も安く売られていた。返品して再度購入したいと店舗に伝えたが、できないと言われた。クーリングオフできないのか。

【ポイント】

- ▼クーリングオフができる取引の対象・期間は、法律などで決められています
- ▼わからないことがあれば、消費生活センターへ相談してください



市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（コリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってお越しください）

消費者ホットライン「^{いっや}188」もご利用ください

困りごとがあるときは、一人で抱え込まず、消費者ホットラインもご利用ください。お近くの消費生活センターなどにつながり、専門の相談員が困りごとなどの解決を支援します。

消費者ホットライン＝☎188



◀消費者庁消費者ホットライン188イメージキャラクター「いっやん」